



Title	「韓国併合」と皇族・華族制度の変容：「一九一〇年体制論」の意義
Author(s)	山中, 永之佑
Citation	阪大法学. 2013, 63(3-4), p. 377-429
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67966
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

山中永之佑 「韓国併合」と皇族・華族制度の変容――「一九一〇年体制論」の意義――

(阪大法学第六三卷三・四号) 一〇一三(平成二五)年一月三〇日発行

正誤表

誤 正

一九〇一年前後
「王公家規範」
唯一の可能性は
「王公家軌範」
↓ ↓ ↓ ↓
一九〇一年前後
「王公家軌範」
唯一の可能性である
「王公家軌範案」

一九〇一年前後
「王公家規範」
唯一の可能性は
「王公家軌範」
内閣法制局
考へいた。
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
一九一〇年前後
「王公家軌範」
唯一の可能性である
「王公家規範案」
法制局
考へていた。
↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓
前韓国皇室・官・民
一一四四頁(一)一一四八頁參照

お手数ですが、ご訂正をお願いいたします。